

HIKARI スポーツフェスタ 2024 への キッチンカー出店募集要項

令和 6 年 7 月

公益財団法人光市スポーツ振興会

～目 次～

1	募集場所	P	1
2	募集内容	P	1
3	実施の流れ	P	3
4	実施要件	P	3
5	資格要件	P	4
6	応募手続き	P	4
7	その他留意事項	P	5
8	問合せ先・書類提出先（事務局）	P	7

1 募集場所

光市総合体育館前駐車場

2 募集内容

(1) 出店場所



(2) 出店形態

販売品目は、飲食物とし、保健所から当該区域の営業許可を受けたキッチンカーによるテイクアウト販売とします。

※光市総合体育館の電気設備や水道設備等の使用はできません。

(3) 出店規模

1台当たりの設置面積は15㎡程度とします。

キッチンカーの出店スペースについては、キッチンカーを5～7台程度駐車できるスペースを確保する予定としています。

※飲食スペース（テーブル・テント・椅子）は用意します。

(4) 出店日

令和6年10月20日(日)

(5) 出店時間(キッチンカー搬入・搬出時間)

搬入時間 8時00分 ～ 9時00分

出店(販売)時間 9時00分 ～ 13時00分

※13時までは出店をお願いします。

※閉店は、出店者の判断で行ってください。

※搬入・搬出時は施設利用者の安全面の配慮をお願いします。

(6) 出店料

無料

(7) 費用負担

出店に要する費用は、出店者の負担とします。

(8) その他

出店時間については、原則上記のとおりですが、相談により柔軟に検討します。

また、応募は原則先着順で受け付けます。応募者多数により、事業の実施が困難と判断される場合は、出店をお断りする場合があります。(販売品目の調整は原則行わないため、場合によっては販売品目が重複する場合があります。)

雨天等により出店を中止にする場合、前日までに中止のご連絡をします。

3 実施の流れ

募集要項の公表	出店者の募集を開始	令和6年7月25日(木)
事前相談 現地視察	出店希望者は、事務局と調整の上、事前相談・現地視察を実施 ※申込先 事務局（8 問合せ先・書類提出先）	随時
申請書等の受付	出店希望者は応募に必要な書類を事務局に提出	令和6年7月25日(木)～令和6年9月24日(火) 〈持参される場合〉 ・土日祝日は除く ・受付時間は9時00分から17時00分まで
出店者の決定	事務局は、出店申請者へ通知	令和6年7月25日以降随時
事業の実施	許可を受けた出店者は、事業を実施	令和6年10月20日（日）

4 実施要件

(1) 実施内容

実施内容は、次のすべてに該当するものとします。

- ア キッチンカーによる飲食物のテイクアウト販売であること。
- イ 確実に実施できる内容であること。
- ウ 公益財団法人光市スポーツ振興会の財政負担が生じない内容であること。

(2) 集客・広告

- ア 集客（広告等）は出店者で対応をお願いします。
- イ 公益財団法人光市スポーツ振興会は、光市と協力しホームページやSNSなどで店舗名、出店日時、主な販売品目等を掲載します。
※販売品目の写真の掲載については、データの提供をいただければ可能です。

5 資格要件

(1) 出店者の応募資格

- ア 事業内容を実行できる意思と能力（運営力、資力、資格等）を有する企業、NPO法人、市民団体、個人事業主等であること。
- イ 応募時までに販売品目について食品衛生法等の各種許可を受けていること。
- ウ 応募時までに生産物賠償責任保険（PL保険）等に参加していること。

(2) 確認事項

下記事項に該当するものは、出店の対象となりませんので確認をお願いします。

- ①法令等に違反し、又はそのおそれがあるもの
- ②公の秩序又は善良の風俗に反し、又は反社会的な破壊の恐れがある活動
- ③人権を侵害し、又はそのおそれがある活動
- ④政治性のあるもの又は選挙に係る活動
- ⑤宗教性のあるもの又は迷信若しくは非科学的なものに関する活動
- ⑥社会問題その他についての主義又は主張にあたる活動
- ⑦内容又は責任の所在が不明確な活動
- ⑧消費者被害の未然防止及び拡大防止の観点から適当でない活動
- ⑨青少年の保護及び健全育成の観点から適切でない活動
- ⑩騒音や悪臭など、著しく周辺環境を損なうことが予想される活動
- ⑪その他、理事長が適当でないと認める活動

6 応募手続き

(1) 提出書類

名称	提出部数
キッチンカー販売事業出店計画書	1部
営業許可書の写し又は写真	1部
食品衛生責任者又はそれに代わる資格証明書の写し又は写真	1部
生産物賠償責任保険（PL保険）等の保険証書の写し又は写真	1部

(2) 提出書類の受付

- ア 出店者は、(1)の提出書類を作成し、受付期間中に事務局に提出します。

イ 提出方法は、持参（土日祝日以外の午前9時00分から午後5時00分まで）、郵送（受付最終日必着）、電子メール又はFAXとします。

※電子メール又はFAXで提出する場合の注意点

送信後、必ず到達確認の電話をしてください。また、電子メールで提出を行う場合、証明書等の写しについては、スキャナーで読み取ったデータ、デジタルカメラやスマートフォン等で撮影した写真を添付してください。

(3) 提出書類の提出先

事務局（8 問合せ先・書類提出先）に提出してください。

(4) 応募に関する注意事項

ア 費用負担

応募に関する全ての書類の作成及び提出に係る費用は、出店者の負担とします。

イ 提出書類の取扱い・著作権等

提出書類の著作権は出店者に帰属しますが、提出書類は返却しないものとします。また、提出書類は、HIKARIスポーツフェスタ2024へのキッチンカー出店の利用目的以外には無断で使用しません。

ウ 法令等の遵守

出店にあたっては、事前に出店者の責任において関係法令等を確認し、出店時における法令適合のリスクは出店者に帰属することとします。

エ 失格事項

出店者が次のいずれかに該当する場合は失格とします。

- (ア) 提出書類に虚偽の記載があった場合
- (イ) 審査の公平性に影響を与える行為があった場合
- (ウ) 本要項に定める手続きを遵守しない場合

7 その他注意事項

(1) 出店上の注意事項

ア 食品衛生法その他関連法令を遵守し、食中毒の防止に万全を期すること。

イ キッチンカーには、営業許可書を常に外から見える位置に掲示すること。

ウ 衛生管理を徹底するとともに、キッチンカー及びその周辺を適宜清掃し、周囲の環境美化に努めること。また、必ずごみ箱をキッチンカー付近

の見やすい場所に設置し、ごみは全てその日に持ち帰り、適正に処分すること。

エ 出店により生じた排水は、利用地内に流さず、持ち帰りのうえ、適正に処分すること。

オ 出店による事故（火災や食中毒、苦情（販売品や営業方法に関するものを含む）などのトラブルは、出店者の責任において対処すること。また、トラブルが発生した場合は、速やかにその内容を公益財団法人光市スポーツ振興会に報告すること。

カ お客様の往来の妨げにならないよう十分配慮すること。

キ 音響設備や拡声器等、騒音となり得る機器は使用しないこと。また、振動、異臭等の発生防止に努めること。

ク 営業に必要な電気、飲料水等は、出店者が用意すること。

ケ 火器を使用する場合は、安全対策を万全にし、事故防止に努めること。また、消火器を必ず設置すること。

コ 雨天時等のやむを得ない理由により、出店を中止する場合などは、事前に公益財団法人光市スポーツ振興会に連絡すること。

サ 指定の場所以外での禁煙等、利用地周辺の利用に関するルールを遵守すること。

（２） 責任及びリスク負担の考え方

出店にあたっては、出店者が責任を持って行い、当該営業に伴い発生するリスクは、原則として出店者が負うものとします。

（３） 事業中止

「提案内容に反する」、「公の秩序又は善良な風俗を害するおそれが認められる」、「偽りその他不正な手段により出店許可を受けた」など、本事業の目的から逸脱し、公益財団法人光市スポーツ振興会からの警告等が発せられてもなお改善が見られない場合は、利用を中止していただくことがあります。

なお、利用中止によって生じた損害等について、公益財団法人光市スポーツ振興会は一切の責任を負いません。

（４） 事業終了後

事業終了後、利用場所の原状復帰をしてください。

8 問合せ先・書類提出先（事務局）

- 部署 公益財団法人光市スポーツ振興会（担当：山本）
- 住所 〒743-0011 光市大字光井1941番1
- 電話：0833-72-9100
- FAX：0833-72-9550
- E-mail：taiiku@edu.city.hikari.lg.jp（光市教育委員会スポーツ推進課）